

# 青森県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和2年12月

青 森 県



## 目 次

<b>第 1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置付け</b>	
1 本県農業・農村を取り巻く状況	1
2 本県農業・農村振興の基本的方向	1
3 本県の協同農業普及事業の位置付け	1
<b>第 2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項</b>	
1 普及指導活動の課題	
(1) 本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成	2
(2) 労働力不足に対応した産地の育成・強化と優れた商品づくり	3
(3) 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化	3
(4) 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化	3
2 普及指導活動の方法に関する事項	
(1) 普及指導員の活動方法	4
(2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化	5
(3) 関係機関・団体等との連携	5
(4) 普及指導計画の策定と評価	7
(5) 情報活動の強化	8
<b>第 3 普及指導員の配置に関する事項</b>	
1 普及組織の体制	
(1) 農業普及振興室の設置	8
(2) 普及指導活動の体制	8
(3) 農業革新支援センターの設置	8
2 普及指導員の配置	
(1) 地域県民局地域農林水産部農業普及振興室に配置する普及指導員	9
(2) 営農大学校に配置する普及指導員	9
(3) 普及指導員の計画的な養成・確保	9
3 農業革新支援専門員の配置	10
4 普及指導員の在任期間	10
<b>第 4 普及指導員の資質の向上に関する事項</b>	
1 人材育成計画の策定	10
2 研修の実施	
(1) 基本的考え方	10
(2) 計画的な実施	10
(3) 内容	10
(4) 方法	11
3 調査研究活動及び研究会活動の実施	11
4 人事交流の促進	11
<b>第 5 農業者研修教育の充実強化</b>	
1 研修内容の充実強化	11
2 就農支援の取組の推進	11
3 農業高校等生徒への研修機会の提供	12
4 外部評価の実施	12
<b>第 6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項</b>	12

## 第1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置付け

### 1 本県農業・農村を取り巻く状況

本県の食料自給率は、カロリーベースで全国第4位の120%（平成30年度概算値）で、国内有数の食料供給県となっており、米、野菜、果実、畜産物、水産物がバランス良く生産されていることが特徴である。

平成16年度から、販売を重視した「攻めの農林水産業」を展開してきた結果、平成30年における本県の農業産出額は、3,222億円で4年連続3,000億円を超え、15年連続で東北1位を堅持するなど、着実に成果が現れてきている。

しかしながら、本県農業を取り巻く情勢は、人口減少・少子高齢化の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退、経済のグローバル化に伴う産地間競争の激化やICT（情報通信技術）の高度化、消費者の嗜好や物流の多様化、安全・安心志向の高まり、気象変動や新型コロナウイルス感染症など新たなリスクへの対応など急激に変化しているほか、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた施策の展開が求められている。

このような中であっても競争力を高め、着実な成長につなげる対策が重要となっている。

### 2 本県農業・農村振興の基本的方向

令和元年度からスタートした第4期「『攻めの農林水産業』推進基本方針」において、これまでの15年間の成果を基に、「消費者起点」と「水」「土」「人」の3つの基盤づくりを継続するとともに、取り巻く環境の変化に対応するため、以下の5つの施策を柱として、農林水産業を持続的に成長させ、誰もが安心して暮らせる農山漁村づくりを進めていくこととしている。

#### <「攻めの農林水産業」推進基本方針（令和元～5年度）の施策体系>

- 1 消費動向の変化を見据えた販売戦略の展開
- 2 労働力不足の克服と安全・安心・高品質生産
- 3 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- 4 連携・協働・交流による活力ある農山漁村づくり
- 5 農林水産業の成長と共生社会を支える人財育成

### 3 本県の協同農業普及事業の位置付け

国では、これまで都道府県と協同して取り組んできた、直接農業者に接して農業経営や農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を継続するとともに、国民への食料供給機能と国土保全等の多面的機能の維持に向けて、担い手の育成・確保、スマート農業の実践等による技術革新・生産基盤の強化、気候変動への対応等環境対策の推進、食料の安定供給の確保、農村の振興、災害からの復興と大規模自然災害等への対応を基本的な課題として重点化することとしている。

本県の農業は、地域経済を支える基幹産業であり、国民への安全・安心な食料の安定供給に大きく貢献しているほか、農業・農村の持つ多面的機能は、県民の

「食」、「いのち」、「文化」を育む重要な役割を担っており、今後とも維持・発展させていく必要がある。

こうした背景を踏まえ、「青森県『攻めの農林水産業』推進基本方針」に基づき、「農林水産業の持続的成長と共生社会の実現」に向け、労働力不足の克服や安全・安心・高品質生産による収益力の強化と、人口減少社会にあっても農山漁村集落が守られる共助・共存の仕組みづくりを進めていくため、人と地域を積極的に動かす「攻めの普及指導活動」を継続して展開していくこととしている。

具体的には、「本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成」や「労働力不足に対応した産地の育成・強化と優れた商品づくり」、「食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化」、「農山漁村地域の活性化に向けた取組強化」を普及指導活動の課題として、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ重点的に取り組んでいくこととする。

推進体制については、農業普及振興室が本庁各課や地方独立行政法人青森県産業技術センター、先進的な農業者、民間企業等と密接に連携し、生産技術指導から地域経営の確立までを結び付けた一貫した支援を行うとともに、現場ニーズを的確に捉え、施策に反映すること等により、効果的かつ効率的な普及指導活動に努めていくものとする。

こうした普及指導活動を通じて、農業者の所得向上と地域農業の振興、農山漁村の活性化と地域経済の発展を図るものとする。

## 第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

### 1 普及指導活動の課題

国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」や、「青森県『攻めの農林水産業』推進基本方針」を踏まえ、次の事項を普及指導活動の課題として活動を展開する。

#### (1) 本県農業・農山漁村を支える多様な経営体や人財の育成

本県の農業の成長を支える多様な経営体や、青森県型地域共生社会を支える人財を育成する。

- ①次代を担う若手農業者や認定農業者、地域の中核となる農業法人など高い経営力を持った農業者等の育成
- ②農地中間管理機構事業を活用した担い手への農地の集積・集約化や農地の有効利用など効率的な土地利用の推進
- ③農業法人等への就業も含めた新規学卒就農者や新規参入者などの育成と、人・農地プランの実質化及び実行による次世代の担い手等への円滑な生産基盤継承の推進
- ④労働力の確保に向けた、他産業退職者や高齢者、障がい者等多様な人財の活用促進
- ⑤集落営農組織や個別農業者等の法人化の推進と、生産・販売力の強化や6次産業化、雇用の創出などによる地域経営体の育成

- ⑥農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大促進や、家族経営協定の締結促進等による男女共同参画の推進
- ⑦起業活動に取り組む女性農業者の育成と企業化の促進

## (2) 労働力不足に対応した産地の育成・強化と優れた商品づくり

人口減少や高齢化の進行に伴う労働力不足に対応した生産体制の強化や、省力・軽労化に対応したスマート農業技術などの相談活動の強化と普及拡大により、産地の育成・強化を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに対応した優れた商品づくりを推進する。

- ①人工知能（A I）やモノのインターネット（I o T）、ロボット技術等を取り入れたスマート農業の推進、相談窓口の設置等による産地の育成・強化
- ②省力・低コスト化技術の普及や、ドローンによる作業代行などの次世代型農業支援サービスの活用等による経営支援
- ③気象条件など本県の特長・優位性を生かした新産地の育成
- ④労務管理能力の向上や就業者が働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者の育成
- ⑤国内外のニーズに対応する「選ばれる商品づくり」を基本とした農畜産物等の生産やブランド価値の高い商品の育成支援
- ⑥信頼構築の基礎となる地産地消につながる産直施設や地元スーパー等との連携、インターネット販売など、流通・販売の強化に向けた支援

## (3) 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化

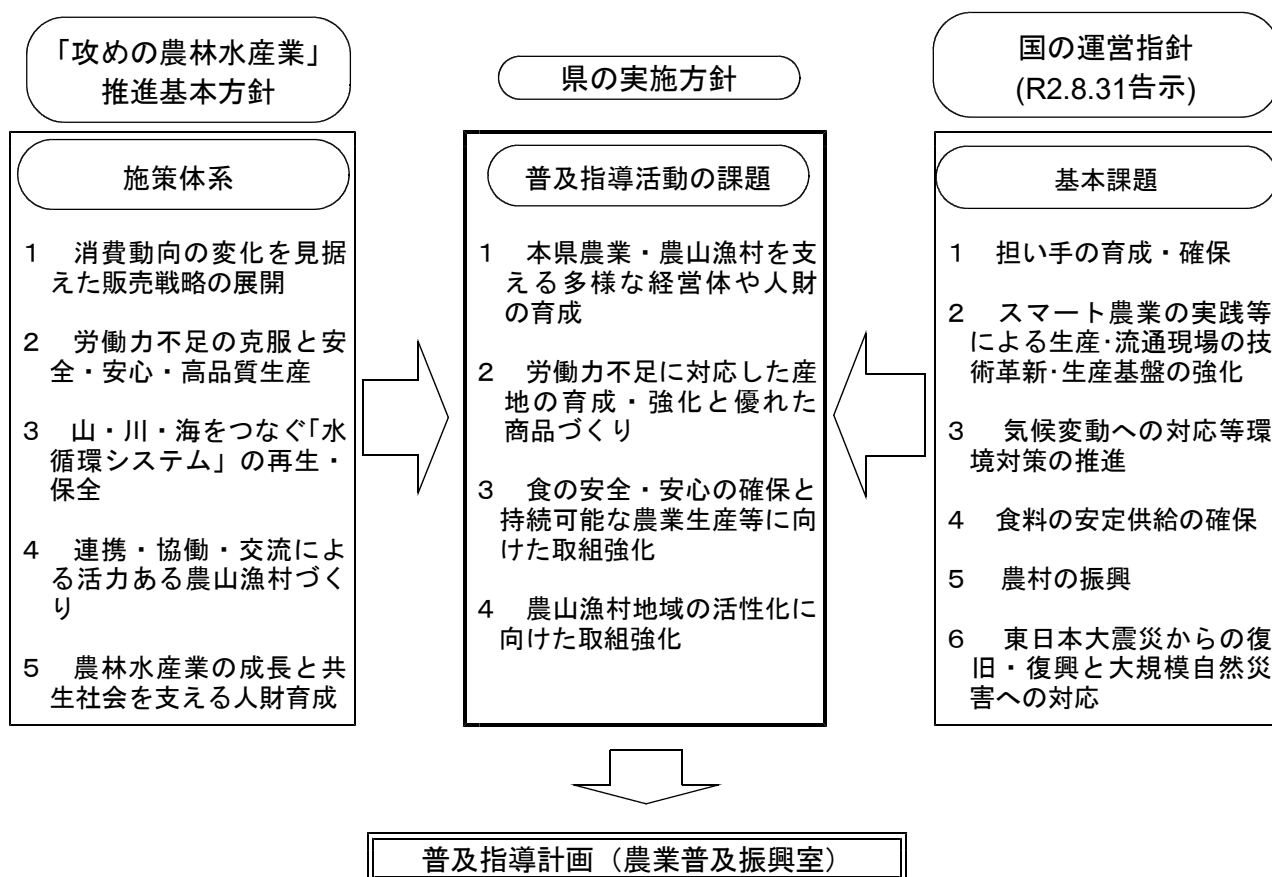
食の安全・安心を確保し、消費者と生産者との信頼関係を構築するとともに、気候変動への対応等環境対策を推進することにより、持続可能な生産体制づくりを強化する。

- ①食の安全・安心を支える「日本一健康な土づくり」やI P M（総合的病害虫・雑草管理）の実践等による有機・特別栽培などの環境にやさしい農業の推進
- ②G A P（農業生産工程管理）の取組やトレーサビリティなど消費者の信頼を確保する生産活動の推進
- ③安全・安心な農産物の生産に向けた農薬の適正使用の推進
- ④信頼性を確保する食品表示の適正化
- ⑤温暖化等気候変動や気象災害に対応した品種・品目、安定生産技術の導入、自然災害等のリスクに備える農業経営収入保険の活用等を含めた経営の安定化に向けた取組の推進
- ⑥新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」での生産活動の支援
- ⑦鳥獣被害防止対策の推進

## (4) 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化

観光や教育、福祉分野など、多様な分野との連携・協働を拡大し、農山漁村地域全体の収益力を高め、雇用の創出にもつなげていくことにより、農山漁村地域の活性化を図る。

- ①優れた食文化や伝統行事などの地域資源の再発見と情報発信
- ②あおもりの魅力を生かした観光農業（あもり型農泊）等の促進と受入態勢整備の支援
- ③顔の見える地産地消の推進
- ④農山漁村の多面的機能の維持・向上に向けた環境整備の推進
- ⑤地域の活性化に向けた観光・教育・福祉など多様な分野との連携・協働の推進と、地域コミュニティを支えるソーシャルビジネス等の取組の促進



## 2 普及指導活動の方法に関する事項

### (1) 普及指導員の活動方法

#### ①普及指導活動の重点化

普及指導員は、専門分野に関する高度な技術及び専門的知識を基に、組織的に普及指導活動を行うとともに、集団・集落のリーダーや地域の関係機関等と合意形成を図り、それぞれの役割分担を明確にして課題解決に当たるなど、地域におけるコーディネート力を発揮し、総合的に支援する。また、普及指導活動は、地域の特性に応じて、農業の技術革新に向けた取組を支援する活動及び地域農業の技術・経営に関する課題の解決を図る活動に重点的に取り組む。

#### ②ICT利用による普及指導活動の強化

タブレット型パソコン等のモバイル機器の利用により、画像共有によるリアルタイムの栽培指導や、リモートによる研修会の開催等、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る。

### ③補助事業等施策の活用と提案

技術の専門家集団である普及組織の機能を十分に生かしつつ、経営体の経営改善や地域農業の課題解決を支援していくため、補助事業や制度資金等を積極的に活用する。また、現場のニーズに合わせた既存事業の改善や、地域のニーズに応じた新規事業の創設などの施策提案を強化する。

## (2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

農業者に対する支援活動について、公的機関が行うものと民間等（企業、先進的な農業者等をいう。以下同じ。）に委ねる部分との役割分担を図り、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実強化を図る。

### ①公的機関が担うべき分野

公的機関が担う分野として、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍促進、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進に対する支援等）とし、現場の実情を踏まえて実施する。また、普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、その取組を強化するよう努める。

### ②民間等との情報交換

普及指導員は、農業者や地域農業の課題解決に向けて、公平性を確保しつつ、民間等を含めた多様な機関等と情報交換の場を設けるよう努める。情報交換の場においては、普及組織が把握している情報のうち、農作物の生育情報や栽培管理に関する情報、最新の行政情報等幅広く提供するとともに、民間等の活動についても情報提供を求め、民間等から農業者に対して知見が提供される分野では、それらを積極的に活用する。特に、ドローンなどの先端技術を活用した作業代行等の次世代型農業支援サービスについては、その活用促進に努める。

## (3) 関係機関・団体等との連携

### ①市町村、農業協同組合等との連携

普及指導計画と、市町村や農業協同組合の地域農業振興計画等との整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

農業協同組合との連携に当たっては、「地域経営」を担う人財の育成など、連携を強化して取り組む事項を明確にするとともに、農協組合員を対象に定例的に開催する栽培講習会等については、農協営農指導員が主体的に実施するなど、役割分担を図る。

また、農地の有効活用など農地の権利取得に関する普及指導活動に当たっては、農業委員会や農地中間管理機構などとの連携に努める。

### ②試験研究機関との連携

研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術の開発につなげるとともに、その成果を基に農業現場の技術革新を推進するなど、地域の農業の課題について、技術面からの解決に努める。



### ③教育機関との連携

営農大学校と密接に連携し、地域における就農希望者の入校促進や研修への誘導、在校期間中の現地実習の支援、卒業後の農業者の発展段階に応じた支援等により、多様な担い手の育成に努める。また、農業高校等の学校農業クラブと農村青少年クラブ等との交流の促進等の支援や、農村青少年クラブ員の自主的な研究活動等を支援する。農業体験学習や食育等に取り組む教育機関や、市町村、農業協同組合等に対しては、情報提供と相談活動等の協力を行う。

### ④先進的な農業者や地域リーダー等とのパートナーシップの構築

農業経営士やVIC・ウーマン等の先進的な農業者や、地域リーダーとの協働に努めることによりパートナーシップを構築する。

#### ア 新規就農者の育成

一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物の安全確保のために必要な技術等を指導するとともに、先進的な農業者の協力を得ながら、経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を行うこと等により、新規就農者の育成を図る。

#### イ 先進的な農業者や農業法人が持つ技術の普及

先進的な農業者や農業法人自らが研さん・試行錯誤の上で確立した、地域全体での活用を希望する有用な技術について、地域に広めるための技術のマニュアル化・平準化を図ること等により、当該技術を地域全体に普及させる。

#### ウ 地域の先進的なモデルの育成

試験研究機関等が開発した革新的技術について、先進的な農業者や農業法人の経営ほ場において実施する実証試験に参画して、より実用的な技術として改善・確立を図ること等により、他の農業者の参考となる地域の先進的なモデルを育成する。

### ⑤専門家との連携

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、6次産業化、知的財産、鳥獣被害対策等について、専門家と農業者との橋渡し役となり、取組全体のコーディネートを行う。

また、新技術の現地組立実証や、新規就農者の育成、農産物の加工・直売等については、普及指導員OB等を活用する。

### ⑥産学官の連携

新技術の導入や地域資源を活用した新産業の創造、地域共生の取組等に係る普及指導活動に当たっては、大学との連携に努めるとともに、民間専門家を積極的に活用するなど、産学官の連携を強化する。

### ⑦各種協議会等の活用

#### ア 農業改良普及推進協議会

各地域農林水産部管内の市町村や、農業協同組合、地域の先進的農業者等で構成する「攻めの農林水産業」推進地方本部会議を農業改良普及推進協議会として位置付け、普及指導活動の推進に関する事項について協議し、効果的・効率的な普及指導活動の改善に資する。

#### イ その他協議会

認定農業者や集落営農組織等担い手の育成・確保が求められていることから、地域の「農業再生協議会」等の活動に参画しながら、担い手への技術・営農支援を集中的に実施する。

#### ⑧他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源を活用し地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業の指導機関との連携に努める。

#### ⑨都道府県間の連携

鳥獣害対策や有機農業、地球温暖化や自然災害への農業現場における対応など全国的な課題に対して、普及指導員の効果的な活動を確保するため、都道府県間の情報共有や技術協力に努める。

### (4) 普及指導計画の策定と評価

#### ①普及指導計画の策定

普及指導計画は、本方針及び別に定める「普及指導計画及び普及指導活動評価書作成要領」に基づき策定する。

##### ア 地域農林水産部が策定する普及指導計画

地域農林水産部長は、管内の取り組むべき課題を効果的かつ効率的に解決するため、「普及指導計画」を策定する。

##### イ 農業革新支援センターが策定する普及指導計画

農業革新支援専門員は、複数の地域農林水産部にまたがる課題など、重点的な取組が必要な重要課題等について、「重点プロジェクト計画」を策定する。

#### ②普及指導活動の対象

普及指導活動の対象は、早期に普及指導活動の成果を確保し、その成果を迅速に地域に波及させる観点から、モデル的な役割が期待でき、改善意欲の高い集落、組織、経営体（認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、認定新規就農者をはじめとした将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者等）など、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

#### ③計画的な普及指導活動の実施

普及指導活動に当たっては、農業普及振興室長、副室長が中心となって、定期的に進捗状況の共有化や活動方法の検討を行うなど、十分な進行管理の下に計画的に実施する。

#### ④普及指導活動の評価

毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導計画については、活動方法や活動体制の改善を図る。

また、農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）について、外部評価を実施し、幅広く客観的な視点から評価を受け、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画を見直し、活動の改善を図る。

## (5) 情報活動の強化

### ①情報収集

普及指導活動により得られた現地実証技術や現地優良事例に加え、大学や県内外の試験研究機関で開発された高度・新技術情報及び普及情報ネットワーク（E K - S Y S T E M）を活用した技術・経営情報等、農業者の経営革新に必要な情報の集積に努める。

### ②情報の提供

農業者や関係機関に対して、技術情報をはじめとする有益な情報を迅速かつ効率的に提供するため、アップルネット（青森県農業情報サービスネットワーク）やホームページ、SNS等を積極的に活用する。

知的財産権など保護が必要な情報については、関係例規に基づき情報の適切な管理に努め、情報流出に留意する。

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

### 1 普及組織の体制

#### (1) 農業普及振興室の設置

普及指導活動を機動的かつ効率的に推進するため、農林水産業の振興を担う県内6か所の地域県民局地域農林水産部（東青、中南、三八、西北、上北、下北）に、「農業普及振興室」（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。）を設置するとともに、農業者などの利便性を考慮し、黒石市、三戸町、つがる市、三沢市の4か所に分室を設置する。

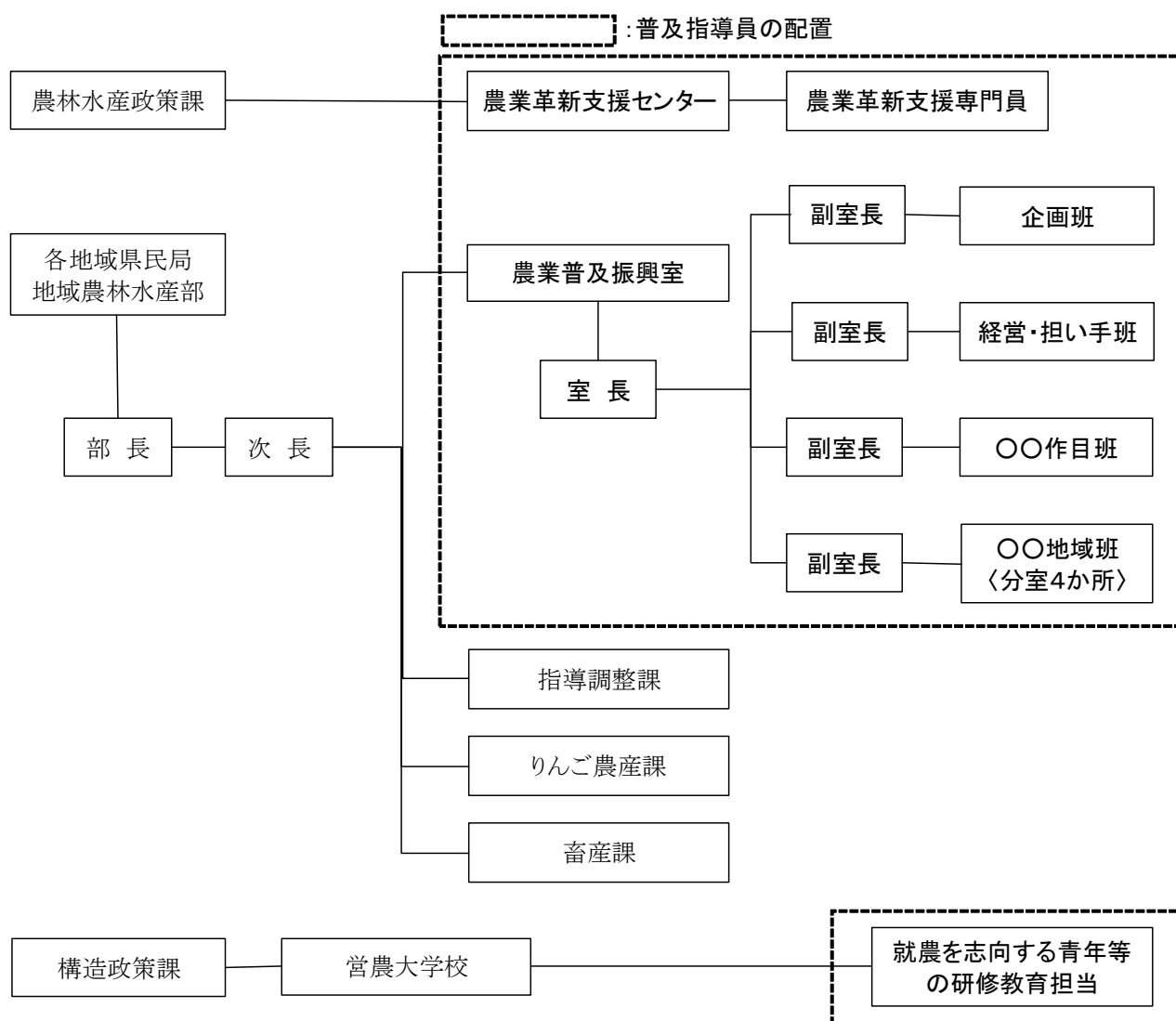
#### (2) 普及指導活動の体制

農業普及振興室は、業務（機能）担当制を基本とし、普及指導員が調査研究や普及指導活動により得た知見を集約するとともに、試験研究機関や民間企業等で開発された技術や生産・経営力の強化に向けた支援制度等に関する情報収集を図りつつ、農業者のニーズに応じた高度な技術・経営指導や関係者の合意形成に基づいた地域農業の課題解決活動に取り組む。また、試験研究機関や民間等の専門家等と連携し、スマート農業をはじめとした先進的な技術及び経営に関する情報発信や相談窓口として機能するよう努める。

#### (3) 農業革新支援センターの設置

農業革新支援センターは、先進的な農業者等からの、高度かつ専門的な技術や経営に関する相談等、農業普及振興室で対応が困難な相談に適時・適切に対応するものとする。

## <普及部門の組織体制>



## 2 普及指導員の配置

### (1) 地域県民局地域農林水産部農業普及振興室に配置する普及指導員

地域農業の動向や課題に応じて、地域において必要とされる専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮し、適正配置に努める。

### (2) 営農大学校に配置する普及指導員

農業者研修教育施設である営農大学校には、農業後継者の育成や栽培技術、経営管理、農業機械指導等にも精通した普及指導員を配置する。

### (3) 普及指導員の計画的な養成・確保

新採用者等を農業普及振興室に配置し、OJT研修等により普及指導員の監督の下に、実践を通じて課題解決能力の向上を図るとともに、普及組織がこれまで培ってきた技術や知見の継承等、普及指導員の早期育成に努める。また、集合研修及び派遣研修を通じて、基礎的な知識、専門的な技術、普及活動手法を習得させるなど、普及指導員の計画的な養成・確保に努める。

### 3 農業革新支援専門員の配置

研究や教育、他行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導活動のための総合的な企画調整、普及指導員の資質向上、普及活動手法の開発、先進的な農業者等に対する高度かつ専門的な相談対応等の業務を担う普及指導員を農業革新支援専門員として農林水産政策課に配置する。

### 4 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間は、農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動を行うことにより、地域農業の持続的な発展や農家の経営改善が十分に図られるよう、一定期間継続して従事できるよう配慮する。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 人材育成計画の策定

農林水産政策課長は、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人財の育成と適切な配置を進めるため、普及指導員が目指すべき人財像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等を内容とする人材育成計画を策定する。

### 2 研修の実施

#### (1) 基本的考え方

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、人材育成計画に基づく国及び県段階の研修等を体系的に組み合わせ、計画的に普及指導員を育成するとともに、普及指導員個々が自己研さんを促進するよう努める。

#### (2) 計画的な実施

農林水産政策課長は、普及指導員の育成と資質向上を計画的に進めるため、年度ごとに「普及指導員等研修実施計画」を定める。また、普及指導員個々の能力や研修に対するニーズを把握しながら、解決すべき課題等に応じて受講させることを基本とし、アンケート調査等による研修内容への要望を反映させて研修計画の充実に努めるなど、効果的かつ効率的な研修体制を構築する。

#### (3) 内容

##### ①実践指導力の強化

普及指導活動経験の少ない新任普及指導員等に対しては、実践指導力の向上を図るため、普及事業の概要及び農政課題、普及指導活動手法、専門分野に関する基礎的知識及び技術、農業経営の基礎的な知識等に関する研修を受講させるとともに、職場内でトレーナーを定めて実施するOJT研修を強化することで、農業普及振興室全体での早期育成に努める。

##### ②専門指導力の強化

専門分野を中心とした課題解決能力の向上を図るため、作物ごとの技術に関する研修に加え、スマート農業やマーケティング、経営管理、知的財産の創造と保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

### ③総合指導力の強化

農業の6次産業化や地域経営の確立など総合的な課題解決能力の向上を図るため、国が実施する普及指導方法の高度化等に関する研修を受講させる。

### ④企画・運営能力の強化

農業普及振興室長や農業革新支援専門員等に対しては、普及組織の総合力を發揮するための組織運営と活動強化、普及指導活動の企画調整・進行管理、普及指導員の養成と資質向上等を効果的に進めるため、国が実施する研修を受講させる。

## (4) 方法

研修に当たっては、ICT等を効果的に活用しつつ、集合研修による講義や討議、演習、実習に加えて、新任の普及指導員等に対するOJT、先進的な農業者や大学、試験研究機関、民間企業への派遣研修、eラーニング、オンライン研修等を組み合わせて実施する。

## 3 調査研究活動及び研究会活動の実施

普及指導員は、普及指導計画の目標達成や指導対象の課題解決を図るとともに、資質向上を図るため、調査研究を行う。また、普及指導員の相互研さんの場として専門項目ごとの研究会活動を実施し、普及指導活動の高度化を図る。

## 4 人事交流の促進

高度・先進技術の指導や地域農業の課題解決能力を身につけるとともに、加工や流通販売、農政課題等、幅広い視点に立った普及指導が展開できるような普及指導員を育成するため、県庁関係課や教育、試験研究機関等との計画的な人事交流を積極的に実施し、総合的な指導力の維持、向上に努める。

## 第5 農業者研修教育の充実強化

営農大学校は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するため必要な取組を行う。

### 1 研修内容の充実強化

営農大学校は、営農大学校機能強化アクションプログラムに基づき、大学や民間企業との連携などにより農業の6次産業化やスマート農業技術に対応した研修内容の充実強化を図る。

### 2 就農支援の取組の推進

営農大学校は、就農希望者や新規就農者、社会人等を対象として発展段階に応じた研修の機会を提供し、就農意欲がある青年等を育成する。また、農業普及振興室や関係機関と連携・役割分担の下、卒業生の状況に応じた支援を実施するとともに、学生以外の農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、必要に応じて研修の補完を行う。

### **3 農業高校等生徒への研修機会の提供**

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人財を育成するため、農業高等学校や普通高校等の生徒等に対する実践的な研修の機会を提供する。

### **4 外部評価の実施**

営農大学校は、研修の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

## **第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項**

協同農業普及事業の運営に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。